

令和6年度 就学援助費支給申請書(兼世帯票)

逗子市教育委員会

年 月 日

次のとおり、就学援助費の支給を申請します。
 なお、認定事務に伴い、逗子市教育委員会が所得金額等について税務資料等を閲覧すること及び在籍校に世帯の状況等を確認することを承諾します。
 また、転出、転入に伴い住民登録を異動した場合、他自治体へ新入学学用品費の支給状況の確認・回答をすることを承諾します。

〒
住所 _____

電話 _____

申請者(保護者)氏名 _____

世帯の状況 (同居の家族もしくは別居の生計同一者がいる場合も記入)	フリガナ	続柄	生年月日(歳)	職業 または 在学名・学年・組	同居・別居	備考
	氏名	申請者	. . ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	
 ()		同・別	

住居	(下記の申請理由の「9その他の理由～」の方のみ記入が必要になります)		受給状況
	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 借家 家賃月額 _____ 円 ※駐車場代は除く <input type="checkbox"/> その他 (_____)	1前年度受けていた 2今回がはじめて 3他市で受けていた(_____ 市・町・村で _____ 年 月まで) 4受けたことがある(_____ 年度)	

申請理由	(該当する理由を○印で囲む)	9 その他の理由で世帯の収入が少なく、就学が困難 (具体的な状況を記入)
	1 生活保護法による保護の停止・廃止 2 市県民税の非課税又は減免 3 個人事業税の減免 4 固定資産税の減免 5 国民年金の保険料の減免 6 国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予 7 児童扶養手当の支給(児童手当とは異なる) 8 生活福祉資金の貸付決定	

※ 添付する証明書類については裏面を参照してください。(申請理由により添付書類が異なります)

※ 記載された内容につきましては、就学援助事業の目的以外には使用しません。

※ 生活保護費等扶助費の受給状況について、関係所管に確認することがあります。

① 申請理由を証明する書類の添付について

申請理由が複数ある場合は、その内1件の申請理由に必要な書類のみ添付してください。
(その他の申請理由に必要な添付書類は不要です。)

該当する申請理由	添付する証明書類
1 生活保護法による保護の停止・廃止	令和6年度又は令和5年度に受けた生活保護の廃止又は停止の証明書の写し
2 市県民税の非課税又は減免	令和6年度の市県民税非課税証明書 ※ 課税されている世帯員がいる場合は当該申請理由には該当しませんので、18歳以上(高校生を除く)の世帯員全員の非課税証明書を提出してください。 〔課税課発行〕
3 個人事業税の減免	令和6年度の個人事業税の減免決定通知書の写し 〔県税事務所発行〕
4 固定資産税の減免	令和6年度の固定資産税の減免決定通知書の写し ※ 住宅取得による減免は対象になりません。 〔課税課発行〕
5 国民年金の保険料の減免	令和6年度の国民年金保険料免除申請承認通知書の写し 又は国民年金保険料免除理由該当通知書の写し ※ 国民年金の半額免除は対象になりません。 ※ 成人している世帯員全員の通知書を提出してください。 〔社会保険事務所発行〕
6 国民健康保険の保険料の減免 又は徴収猶予	令和6年度の国民健康保険料減免決定通知書の写し 又は国民健康保険料徴収猶予決定通知書の写し 〔国保健康課発行〕
7 児童扶養手当の支給	児童扶養手当証書の市長印が押されているページの写し ※ 認定後に再婚等で児童扶養手当が停止となった場合は、学校教育課までご連絡ください。 ※ 児童手当とは異なります。 〔子育て支援課発行〕
8 生活福祉資金の貸付決定	生活福祉資金貸付決定通知書の写し 〔社会福祉協議会発行〕
9 その他の理由で世帯の収入が少なく、 就学が困難	・令和5年分の源泉徴収票(支払者名称・所在地等記載のあるもの) ・確定申告書控A・B(税務署の收受印が押してあるもの)の写し ・令和6年度の市県民税課税証明書又は納税通知書の写し いずれか1つを添付 ※ 収入のある世帯員全員の所得の証明書類を添付してください。 ※ 令和6年度の市県民税課税証明書は確定申告等をされている方は、6月1日以降の発行になります。

② 家賃を証明する書類の添付について(上記の申請理由「9その他の理由～」の方のみ必要になります。)

持家の方は必要ありません。

借家の方は契約書の月額の家賃が記載されているページの写し、又は領収書を添付してください。

(家賃の支払に銀行等の引き落としを利用している方で、上記の証明書類がない場合は、通帳の引き落とし金額が記載されたページの写しでも代用できます。)

③ 別世帯を証明する書類の添付について

二世帯同居等で、公共料金の支払いが別々の場合は独立した世帯として扱います。各世帯の同月の公共料金(ガス代、電気代等)支払領収書の写しを添付してください。

※ 申請書類について内容の確認や添付書類、資料等提出の追加をお願いする場合がありますのでご了承ください。